

3 在宅療養を支える看護・介護



訪問看護ステーション

主治医の指示にもとづいて看護師などがご自宅等へ訪問し、病状の経過観察をはじめ、療養上の世話や診療の補助などの医療サービスを提供する機関です。利用にあたっては、医療保険や介護保険が適用されます。

療養上のお世話は、食事や排泄、清潔、褥瘡（床ずれ）予防など、ご自宅での生活全般の相談やケアを行います。

診療の補助とは、主治医の指示に従い、体温、脈拍、血圧などの健康チェックのほか、次のような医療処置を行います。

点 滴

注 射

たんの吸引

カテーテルの管理

褥瘡（床ずれ）の手当

ストーマ（人工肛門）の管理

在宅酸素療法の管理

など

このほかにも、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能の維持回復や、日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行う訪問看護ステーションもあります。

はマップ掲載の業務内容の説明です。下記の項目のうち、行っているものを表示しています。

機能強化型

24時間のサービス提供や積極的な在宅看取りに対応できる体制を確保しています。

緊急時訪問看護

利用者又は家族からの相談（電話など）に、常時対応できる体制（24時間連絡体制）にあって、かつ、必要時には臨時での訪問看護ができる体制（24時間対応体制）の場合に該当します。利用については、事前説明後、同意を得てから行います。

ターミナルケア対応可

ターミナルケア（終末期ケア）は常時連絡対応の体制が確保され、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制の場合に該当します。

ターミナルケアに係る計画及び支援体制については、主治医と連携しながら、利用者及び家族に対して説明を行い、同意を得てから行います。

看取りの支援も行います。

精神科訪問看護

精神疾患を有するものとその家族等に対して看護師などが訪問し療養上の世話または必要な診療の補助等を行います。



居 居宅介護支援事業所

介護支援専門員を配置し、介護保険の適切なサービスが利用できるように支援する事業所です。介護支援専門員は、ケアマネジャーともいい、介護の知識を幅広くもつ専門家です。

利用者や家族の相談に応じて適切なアドバイスをし、介護保険サービスに必要なケアプランの作成やサービス事業者、医療機関などとの連絡や調整を行います。

訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が利用者のご自宅等を訪問し、心身機能の維持回復や、日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。



小 小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者のご自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流など、日常生活上の支援や機能訓練を行います。



看 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた、看護と介護の一体的なサービスです。

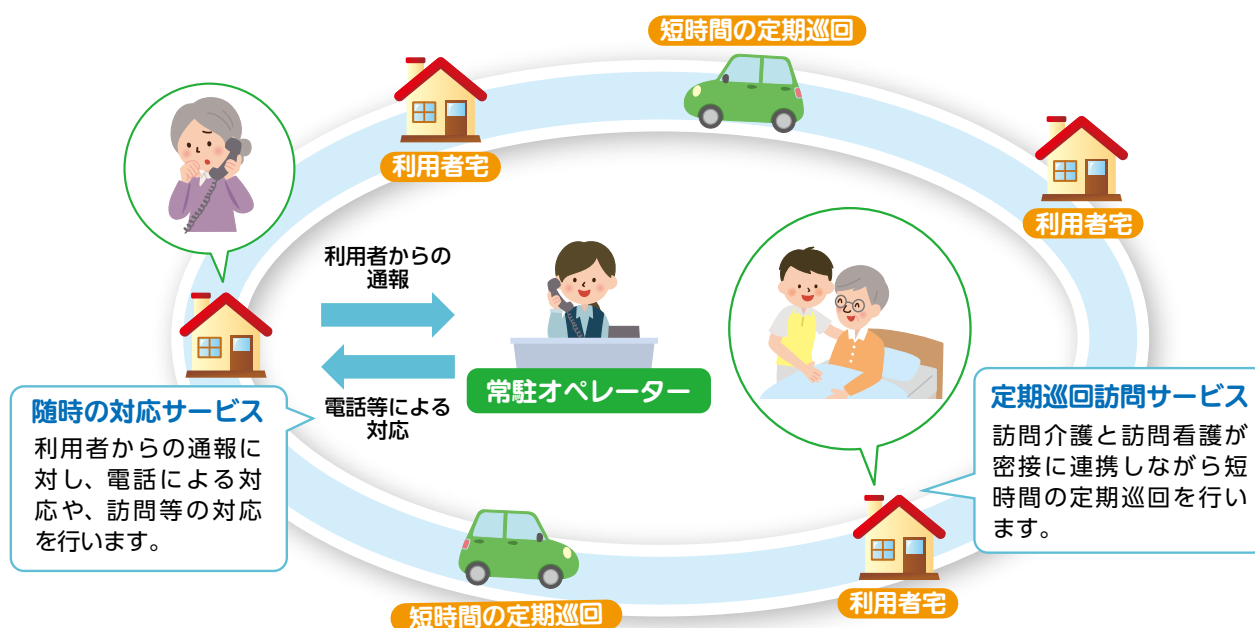


定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員（ホームヘルパー）、看護師などが1日複数回の「短時間の定期訪問」と通報により「随時の対応」を24時間対応で行います。

※事業所の所在地以外の地区にもサービスを提供しています。事業所は巻末145ページをご覧ください。

【対 象】要介護1～5のかた



夜間対応型訪問介護

夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問し、排泄介助や体位変換などを行います。夜間の定期巡回と随時通報システムのサービスがあります。



短期入所生活介護（福祉系ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、入浴・排泄・食事など日常生活の介護を受けるサービスです。



短期入所療養介護（医療系ショートステイ）

心身機能の維持回復を目的に、介護老人保健施設や療養病床をもつ医療機関に短期間入所して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練などを受けるサービスです。

4 目黒区の病床確保事業 (介護保険外)



短期入院病床確保事業 (病院ショートステイ)

区では目黒区医師会と病院にご協力いただき、次の事業を実施しています。

- 【対象】 在宅で療養中の医学的管理（医療処置）が必要な高齢者やそのご家族のために以下の①・②・③のいずれにも該当するかたがご利用いただけます。
- ①目黒区内在住のかた
 - ②介護保険の要支援・要介護認定を受けているかた（認定申請中・認定申請予定含む）
 - ③医学的管理をするため、介護保険のショートステイ等の利用が困難なかた
- 【利用申込者】 原則、ケアマネジャー（ケアマネジャーがいない場合は、ご本人・介護者）
- 【利用定員】 空床利用
- 【利用日数】 月1回、連続した1週間（6泊7日）、状況により1週間の延長可
- 【利用申込方法】 利用希望日1ヶ月前の当日以降に、下表の病院へ電話確認後、申請書を提出

病院名	電 話	受付窓口	利用申込受付時間
目 黒 病 院	3711-5641 (代)	相 談 室	月～金 9:30～17:30
碑 文 谷 病 院	3723-1515 (代)	連 携 室	月～金 9:00～17:00
日 扇 会 第 一 病 院	3718-7281 (代)	地域連携室	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00
本 田 病 院	3718-9731 (代)	—	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00

〔医学的管理の具体例〕

気管切開、経管栄養（鼻腔、空腸ろう）、胃ろう、在宅酸素療法、インスリン注射、中心静脈栄養、人工呼吸療法、ネブライザー、留置カテーテル等



在宅療養支援病床確保事業

区では、在宅療養中の高齢者の容態の急変時^(※)等に速やかに入院治療を受けるための病床を指定病院に確保しています。

(※) 意識障害・呼吸困難・体のけいれん等、ただちに救急車を呼ばなければならない状態は、この事業の利用ではなく、119番通報してください。

- 【対象】 次の①・②のいずれにも該当するかた
- ①目黒区の介護保険被保険者で、要支援又は要介護の認定を受けているかた（介護保険認定申請中及び入院中に認定申請予定のかたも含みます）
 - ②医学的管理が行われているかたで、入院の必要があるとかかりつけ医が認めたかた
- 【利用日数】 入院した日から14日以内
- 【申し込み者】 かかりつけ医、看護師（かかりつけ医から指示があった医療従事者等）
- 【利用申込方法】 病院に連絡後、受け入れが決まったら病院に申請書提出

病院名	申込先	電 話	備 考
厚生中央病院	在宅療養救急ホットライン (医療従事者専用ライン)	3719-4028	このホットラインでは、在宅療養者ご本人、ご家族様からの申込みは受付けておりません。
東京共済病院	医療連携室 ・平日 8時30分～19時30分	3792-6699	左記時間外と夜間及び休日の連絡先 「救急受付」 電話 3712-3151
日扇会第一病院	地域連携室 ・平日9時～17時 ・土曜日9時～12時 一般病棟 ・平日17時～翌9時 ・土曜日12時～17時	3718-7507	入院受け入れは、平日9時～17時と、土曜日9時～12時のみ。
三宿病院	医療連携室 ・平日8時30分～17時	070-6453-1222	平日17時以降は「救急外来」

5 介護保険で利用できるサービス

1, 介護給付・予防給付のサービス

要介護1～5及び要支援1か2と認定されたかたが利用できます（サービスによっては介護度の制限がある場合があります）。利用者はかかった費用の1割（一定以上所得者の場合は、2割又は3割）を負担します。

（1）居宅介護（予防）サービス

要介護・要支援と認定されたかたが、居宅で提供を受けられるサービスです。サービス内容は下記のとおりです。

（2）地域密着型サービス

要支援・要介護になっても住み慣れた地域で生活を継続できるように、日常生活圏域内のサービスを実施します。サービス内容は、次ページのとおりです。

（3）施設サービス

要介護と認定されたかたが利用できます。施設には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（令和6年3月末廃止）、介護医療院の4種類があります。介護保険の自己負担分のほか、居住費、食費、日常生活費などが別途かかります。

居宅介護（予防）サービス

居宅サービス	サービスの主な内容
①訪問介護（ホームヘルプサービス）	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して身体介護や家事の援助を行います。
②（介護予防）訪問入浴介護（訪問入浴サービス）	移動入浴車で居宅を訪問し、入浴の介護を行います。
③（介護予防）訪問看護	看護師等が居宅を訪問して看護を行います。
④（介護予防）訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問してリハビリテーションを行います。
⑤（介護予防）居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
⑥通所介護（デイサービス）	デイサービスに通い、入浴、食事の提供、機能訓練等を行います。
⑦（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）	日帰りで通所し、理学療法士や作業療法士が、リハビリテーションを行います。
⑧（介護予防）短期入所生活介護（福祉系ショートステイ）	福祉施設等に短期間入所し、介護を行います。
⑨（介護予防）短期入所療養介護（医療系ショートステイ）	医療施設等に短期間入所し、介護を行います。
⑩（介護予防）特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホーム等の入居者のかたに介護や日常生活上の支援を行います。
⑪（介護予防）福祉用具貸与	福祉用具の貸与を行います。
⑫特定（介護予防）福祉用具販売	介護に必要な福祉用具の購入費を支給します（支給限度額有り）。
⑬（介護予防）住宅改修費	手すりの取り付けや段差解消等住宅改修の費用を支給します（支給限度額有り）。 工事前の申請が必要です。

地域密着型サービス

在宅サービス	サービスの主な内容
①夜間対応型訪問介護	定期巡回や随時通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。
②(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症のかたを対象に専門的ケアを提供する通所介護です。
③(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを提供します。
④(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症のかたが介護スタッフによる支援を受けながら共同生活をするサービスです。
⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員・看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護と看護を一体的に提供します。
⑥看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的なサービスを提供します。
⑦地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービスに通い、入浴・食事の提供、機能訓練等を行います。

2. 介護予防・生活支援サービス事業

要支援と認定されたかた、またはサービス事業対象者^(※)のかたが利用できます。訪問型サービス・通所型サービスのほか、栄養改善を目的とした配食サービスといった生活支援サービスを行います。サービスの内容は以下のとおりです。利用時の自己負担は、利用するサービスにより異なります。

(※) サービス事業対象者：生活機能の状況を確認するための「基本チェックリスト」により、生活機能の低下がみられると判定されたかた。

介護予防・生活支援サービス事業

事業	事業内容
訪問型サービス	自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーなどによる調理、買い物、掃除、洗濯などの支援を行います。また、短期間の機能向上プログラムを実施します。
	○ 予防給付相当サービス ホームヘルパーが「身体介護」や「生活援助」を行います。
	○ 区独自基準サービス ホームヘルパーが行う生活援助中心のサービスです。
	○ 支え合い事業 有償ボランティアが行うサービスです。
通所型サービス	○ 短期集中予防サービス 柔道整復師等が自宅を訪問し、生活機能向上を図る運動プログラムなどを実施します。心身の状況により通所が困難なかたが対象となります。(週1回1時間、全12回)
	○ 予防給付相当サービス デイサービスで生活機能向上のための機能訓練(運動器機能向上・栄養改善・口腔機能の向上など)と食事や入浴などの日常生活の支援を行います。(1回3時間以上)
	○ 区独自基準サービス デイサービスで運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上といった生活機能向上のうちいずれか1つに特化したプログラムや食事、入浴その他の日常生活の支援を行う短時間のサービスです。
	○ 支え合い事業 地域の住民が主体となって、介護予防に効果がある体操、歌や手芸等のプログラムを行う地域の通いの場です。
生活支援サービス	○ 短期集中予防サービス 生活機能向上のためのプログラムを、集団で実施するグループ型(週1回2時間、全12回)と、指定の接骨院等で実施する個別型(週2回各1時間、全28回)があります。
	栄養改善を目的とした配食サービスを提供します。

6 介護者支援

1 介護者の会

高齢者を介護されているかた同士でいろいろなことを話しましょう。

地 区	名 称	開 催 日
北 部	天空(そら)の会	毎月第2木曜 13:30~15:30
東 部	あづまの会	毎月第3水曜 13:30~15:30
中 央	八重(やえ)の会	毎月第4木曜 13:30~15:30
南 部	悠楽(ゆら)の会	毎月第4水曜 13:30~15:30
西 部	なごみの会	毎月第3木曜 10:00~11:30

岡各地域包括支援センター (→ P4)

3 コミュニティカフェ

認知症のかたに限らず、地域の誰もが気軽に立ち寄れる場です。楽しく交流しましょう。

カフェあおば	第3金曜 13:30~15:30 区営青葉台一丁目アパート集会所
カフェさくらプラザ	第3木曜 13:30~15:30 中央町さくらプラザ
カフェ BochiBochi 大岡山	第2水曜 13:30~15:30 中根住区センター

岡福祉総合課 ☎ 5722-9702 FAX 5722-9062

①介護者の会と③コミュニティカフェは、目黒区が主催したボランティア講座を修了したボランティアの皆さんが運営しています。新型コロナウイルス感染症等の状況により開催時間の変更や中止となる場合があります。

5 認知症カフェ「Dカフェ」

開催は変更することもあります。(要確認)

認知症や介護などについて話し合える場所です。認知症のかたとご家族・地域のかた・医療等の専門職など、誰もが参加できます。詳細は、Dカフェnetホームページをご覧ください。

Dカフェ・ラミヨ	五本木1-5-11 ラミヨ	第2土曜・日曜/第4土曜 13:00~16:00
Dカフェ・そなえる	五本木1-5-11 ラミヨ	第4水曜 14:00~16:00
Dカフェ・回想愉快	五本木1-5-11 ラミヨ	第2月曜 14:00~16:00
Dカフェ・せらびあ	上目黒5-33-12 三宿病院	第2金曜 14:00~16:00
Dカフェ・まちかど保健室	中町2-31-10 訪問看護STORY	第4月曜 12:00~14:00
Dカフェ・世田谷下馬	下馬6-29-22 アライブホーム	第3日曜 14:00~16:00
Dカフェ・都立大学	中根2-10-20 日扇会第一病院	第3土曜 13:30~15:30
Dカフェ・自由が丘	緑が丘2-3-1 オーナーステラス自由が丘	第3水曜 14:00~16:00
Dカフェ・東が丘	東が丘2-5-1 東京医療センター	第2水曜 14:00~16:00
Dカフェ・ソナーレ	東が丘1-35-22 ソナーレ駒沢公園	第3土曜 14:00~16:00
Dカフェ・目黒不動	下目黒5-10-16 ソナーレ目黒不動前	第2木曜 14:00~16:00
Dカフェ・月光原	目黒本町4-2-1 清徳苑ホーム	第1日曜 14:30~16:00
Dカフェ・ガーベラ	目黒本町1-6-11 ほっとサロン	第3木曜 14:00~16:00
Dカフェ・プロムナード	下目黒6-18-2 こぶしえん	第4日曜 15:00~17:00
Dカフェ・さんま	三田1-11-7 厚生中央病院	第3金曜 14:00~16:00
Dカフェ・でんどう	目黒1-25-26 田道ふれあい館	第1土曜 14:00~16:00

2 家族介護教室

区内の特別養護老人ホームの職員から、実技を中心にした基本的な介護技術を学びましょう。

詳細は、お問い合わせください。
岡福祉総合課 ☎ 5722-9385



4 訪問保健相談

40歳以上の区民のかたで、在宅での療養上の保健相談を必要とするかたやそのご家族に対し、健康の保持増進のため、保健師・看護師などが療養生活の相談・助言、家族介護者の健康相談等を行っています。

各地域包括支援センター(→P4)へご相談ください。

7 区の相談窓口等

課 名	係 名	主な取扱業務	電話番号	FAX
福祉総合課	ふくしの相談係	● 保健福祉の相談支援 ● 訪問保健相談	5722-9064	5722-9062
	保健係	● 訪問保健相談事業に関すること		
	くらしの相談係	● 生活困窮者の相談・支援	5722-9370	
		● 住まいの相談	5722-7237	
		● 住居確保給付金の相談・支援	5722-7049	
高齢福祉課	在宅事業係	在宅の高齢者への各種サービス(紙おむつの支給、非常通報システム、配食サービスなど)	5722-9839	5722-9474
	高齢者支援係	● 養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所 ● 病院ショートステイ ● 高齢者虐待に関すること	5722-9352	
	高齢者福祉住宅・施設係	● 区立特別養護老人ホームの施設管理 ● 高齢者福祉住宅への入居に関すること	5722-9843 5722-9403	
	いきがい支援係	老人いきがいの家の利用等	5722-9837	
介護保険課	介護保険管理係	● 介護保険制度全般に関すること ● 介護保険に関わる苦情等	5722-9574	5722-9716
	認定審査係	介護保険の要介護認定に関すること	5722-9842 5722-9603	
	認定調査係	介護保険の認定調査に関すること	5722-9895	
	介護保険資格・保険料係	● 介護保険の保険証、住所地特例、介護保険料賦課に関すること ● 介護保険料の納付等に関すること	5722-9845	
	介護保険給付係	● 介護保険のサービス費の給付・利用に関すること ● 利用者負担軽減に関すること ● 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること	5722-9847	
	介護予防係	一般介護予防事業に関すること	5722-9608	
障害者支援課	支援サービス係	在宅の障害者への各種サービス(紙おむつの支給、非常通報システムなど)	5722-9846	3715-4424
	身体障害者相談係	障害者や難病のかたの福祉サービスに関する相談	5722-9850	
	知的障害者相談係		5722-9851	
	精神障害福祉・難病係		5722-9369	
	障害者虐待防止センター	障害者の虐待防止	5722-8718	
生活福祉課	相談援護係	生活保護の相談	5722-9853	5722-9340
保健予防課	保健サービス係	歯科に関する相談	5722-7057	5722-9508
保健予防課	保健相談係	精神保健相談 ※事前予約制 第2木曜 13時30分～15時30分 第4水曜 13時30分～15時30分	5722-9504 日程変更の場合あり(要確認)	5722-9508
碑文谷保健センター	保健相談係	精神保健相談 ※事前予約制 偶数月は、第2金曜 13時～14時30分 奇数月は、第3月曜 9時30分～11時	3711-6447 日程変更の場合あり(要確認)	5722-9330
権利擁護センター「めぐろ」 (目黒区総合庁舎1F)		● 成年後見制度の相談 ● 保健福祉サービスの苦情相談	5768-3964	5768-3965

8 救急相談・医療機関案内

休日や夜間に具合が悪くなったら

● 休日・土曜準夜間の診療

【内科・小児科診療】

①鷹番休日診療所 ☎ 3716-5311

鷹番 2-6-10 目黒区医師会館別館内

休日の午前9時～11時30分、午後1時～9時30分
と土曜日の午後5時～9時30分

②中目黒休日診療所 ☎ 5721-6110

上目黒 2-19-15 目黒区総合庁舎別館内

休日の午前9時～11時30分、午後1時～4時30分(当
面の間、閉所)

③八雲休日診療所 ☎ 5701-2492

八雲 1-1-8 めぐろ区民キャンパス内

【11月～2月の期間のみ、開所】休日の午前9時～11
時30分、午後1時～4時30分

※今後、変更する可能性がありますので、お問い合わせく
ださい



【歯科診療（輪番）】

休日の午前9時～11時30分、午後1時～4時30分
当番医はめぐろ区報などでお知らせします。

目黒区歯科医師会（代表）

☎ 3719-8201

● その他の医療機関を探したいときは

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(24時間)

☎ 5272-0303

URL <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

聴覚障害者のかたなど専用ファックス案内

FAX 5285-8080

● 休日・土曜準夜間の調剤

①鷹番薬局 ☎ 3792-6260

鷹番 1-7-11 クレール鷹番 101

休日の午前9時～午後10時と土曜日の午後5時～10時

②中目黒薬局 ☎ 3792-6190

上目黒 2-19-15 目黒区総合庁舎別館内

休日の午前9時～午後5時（当面の間、閉所）

③八雲休日調剤薬局 ☎ 5701-2587

八雲 1-1-8 めぐろ区民キャンパス内

【11月～2月の期間のみ、開所】休日の午前9時～午後5時
※今後、変更する可能性がありますので、お問い合わせく
ださい

● その他の薬局を探したいときは

東京都薬局機能情報提供システム「t-薬局いんぷお」

URL <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

所在地、日時、サービス内容などで検索できます。

● 東京消防庁救急相談センター（24時間）

救急車を呼んだほうがいいか迷ったときに、医療機
関案内、応急手当アドバイス、医療機関への交通案内、
必要な場合は救急車を出动します。

☎ 3212-2323

7119（携帯電話、PHS、プッシュ回線）

● 救急医療機関

医療機関によって、診療科目などが異なります。事前
連絡をして受診することをお勧めします。

① 東邦大学医療センター大橋病院

☎ 3468-1251 大橋 2-22-36

② 三宿病院

☎ 3711-5771 上目黒 5-33-12

③ 東京共済病院

☎ 3712-3151 中目黒 2-3-8

④ 厚生中央病院

☎ 3713-2141 三田 1-11-7

⑤ 目黒病院

☎ 3711-5641 中央町 2-12-6

⑥ 碑文谷病院

☎ 3723-1515 南 2-9-7

⑦ 日扇会第一病院

☎ 3718-7281 中根 2-10-20

⑧ 本田病院

☎ 3718-9731 柿の木坂 1-30-5

⑨ 国立病院機構東京医療センター

☎ 3411-0111 東が丘 2-5-1

障害のあるかたの歯科診療

八雲あいアイ館歯科診療所

八雲 1-1-8 心身障害者センター内

☎ 5701-2495 ※予約必要

時間	曜	火	木	土
9:00～13:00		歯科診療	歯科診療	口腔衛生指導、予防
14:00～18:00		口腔衛生指導、予防	歯科診療	歯科診療

